

第42回 奈良県河川整備委員会 議事概要

1 日時：平成19年11月16日 9:00～12:00

2 場所：奈良県庁主棟5F 第一会議室

3 出席者

委員 8名：朝廣佳子、池淵周一、伊藤忠通、岡田伸子、
谷幸三、中島祐子、前迫ゆり、和田萃（五十音順、敬称略）
事務局 4名：奈良県 徳元河川課長 ほか

4 議事要旨

- (1) 第41回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認
- (2) 第41回奈良県河川整備委員会補足
 - ① 奈良県の水利用について
 - ② 流木による被害状況について
 - ③ 伊勢湾台風における農地の被害について
- (3) 吉野川河川整備計画案骨子について
- (4) その他

5 議事内容（主な意見、回答）

5.1 第41回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認

・特になし（委員了承）

5.2 第41回奈良県河川整備委員会の補足説明

①奈良県内の水利用について

- ・奈良県の水利用について、地下水の利用状況等がわかる資料があれば提供していただきたい。
- ・水利用について、利用するサイドから見た場合、水系の水がどのような経路で供給されているのか、ネットワークのわかるマップ等で情報を提示すれば理解しやすい。

②流木による被害状況について

- ・平成10年の台風7号によって多くの倒木が放置された状態にある。放置された倒木の状況を勘案し、流木対策を考える必要がある。

③伊勢湾台風における農地の被害について

- ・特になし。

5.3 吉野川河川整備計画案骨子について

第1章 吉野川流域の概要

（歴史・文化）

- ・吉野杉が全国ブランドとなっているが、その根本は川上林業であり、土倉庄三郎編集の「吉野林業全書」により、密植をして間伐を繰り返していくというやり方が全国に広められた。吉野や吉野林業を考える際には、土倉庄三郎に触れてほしい。

第2章 吉野川流域内河川の現況と課題

- ・全体的に、現状についてはいろいろ記載されているが、課題がさらっとしており危機感が感じられない。
→課題については我々で把握しているものをできるだけ記載しているが、これから市町村等の意見を伺い課題を拾い上げていきたい。

(利水の現状と課題)

- ・吉野川分水について、奈良県民全体に非常に重要なものであること。一方、最近では吉野川分水が老朽化し、水路の付け替え計画が進められていること等を示唆してほしい。

「第3節 河川環境及び河川空間の現状と課題」

- ・自然環境や土砂管理や地域の連携等多様なことが含まれているが、生態系という言葉が見出しに出るよう検討してほしい。
→河川法で定められている項目を勘案し、その範囲で検討する。

(自然環境の現状と課題)

- ・貴重種の記載について、貴重種だけを特化させることはあまり良くないと思うが、ユキヤナギのようなキーになる植物を記載することで、吉野川を特徴づける植生が明確になる。
- ・貴重種の記載は慎重に行う必要がある。また、貴重種名を公開するとその貴重種を採取しに来る人がいる。このため、骨子では昆虫等の貴重種は記載しない方がよい。
- ・骨子における貴重種の記載としては、植物については吉野川を特徴づける植生が生育していること記載する。例えば、吉野川を特徴づけるユキヤナギ群落のような植生も生育している等。動物は貴重種名を特記することは好ましくないため記載しない。
- ・「吉野川本来の動植物の生息・生育環境が損なわれている」とあるが、すべて損なわれているという印象を受けるため、「吉野川」の前に、「一部」や「部分的に」を記載すべき。

(景観)

- ・自然生態系が生み出す景観も重要である。記載はされているがもう少し補足したい。
- ・五條市の新町通りのように、人文景観の優れたところも盛り込んでほしい。
- ・吉野川におけるビューポイントを確認し、いい景観は保全してほしい。骨子の段階で入らないかもしれないが、ビューポイントのことも記載してほしい。

(流域の森林の現状と課題)

- ・流域の森林が年々減少傾向にあるのは、放置森林の整備が遅れているからか、あるいは転換によるものなのかわかりにくい。スギ・ヒノキの植林等、森林面積の内訳も記載できないか。
→森林面積は放置森林も入れて、84.0%から82.8%へ減少。うち宅地や畑が5.7%から7.7%へ増加しているので、こういったところに森林が移っている。森林面積の内訳については次回報告する。
- ・「年々減少傾向」とあるが「若干減少」の方が適切と思われる。
- ・森林環境税の記載について、この文章では、自然災害による風倒木等の処理に当てられるという見方がされる。風倒木だけではなく、放置林の間伐等にも使われているので、森林環境税が何に使われるか明確にすべき。
- ・森林環境税には、教育関係にも用いられていることも記載すべき。
- ・「森林環境税を導入」で終わると危機感が伝わらない。
- ・川上林業は全国の出発点であり、川上村が三之公の原生林の保全等を行っていることを記載してほしい。

(土砂管理)

- ・土砂の動態がいろいろ変化しており、土砂動態も非常に重要なファクターになってきている。

(河川利用の現状と課題)

- ・川を汚す大きな原因の一つには利用者のモラルの低下がある。地域外から来た利用者のモラルの低下で、それを地域住民が片づけている。これらを記載しておいた方がよい。また、モラルの低下は社会的状況から考えて今後進んでいくことも考えられ、条例の検討等も場合によっては必要。

(地域住民との連携の現状と課題)

- ・地域住民との連携については、具体的に行動に移す必要がある。どのような方法で行動に移し、どのような方法で若い世代に伝えていくか検討が必要。

第3章 河川整備計画の目標

「第1節 河川を目指すべき方向」

- ・「まちづくりと連携し」の記載について、「まちづくり」という言葉には、まちづくりをする団体や活動が含まれることから、記載について再検討が必要。
- ・まちづくりの中に河川整備があると考えるので、「まちづくりと連携し」と並列に記載するのはどうか。また、まちづくりを団体と考えるのであれば「まちづくり団体」と記載し、連携・推進する等の文言を入れればよいと思う。
→団体を想定しているわけではなく、全体のまちづくりということを想定していた。
修正する方向で検討したい。

第4章 河川の整備の実施に関する事項

(河川利用)

- ・「自然とのふれあいの場の整備・保全を図る。」とあるが、目標と整備の内容が同じになっている。具体的にどのような整備をするのか、少し記載した方が分かりやすい。
→元々の形で自然とのふれあいが出来るところもあれば、河川公園のように手を入れるところもある。
目標と整備の中身を書き分けたい。

「(3)土地利用との連携」

- ・「災害危険区域の指定」の記載について、その区域に入った人は家屋の改築等も制限されることになる。地域の人の不安を招かないような記載はできないか。
→指定はあくまでも移転後の土地や田畑に家屋が建たないよう規制をするものである。
土地利用の規制については慎重な議論が必要であり、今の段階では全てを明記することは難しく、ものの考え方を記載する程度に止め、今後、個々の事業を行っていく中で、市町村や地域住民の方と相談しながら対応していきたい。

全般

- ・骨子の段階なので、ある程度箇条書きで抽象的な形のものがある。具体の指摘については、アクションプランに結びつけていくべき。
- ・骨子については、今回の意見を踏まえ事務局と委員長で加筆修正等を行い、各委員に送りたい。その後、市町村の意見聴取を行い、次回委員会では、整備計画という形で具体的内容を用意していただくこととしたいがよいか。
(各委員了承)
→今後、河川整備計画原案骨子について、関係市町村に現状と課題や目指すべき方向性等に関して意見をいただき補強したい。次回委員会では、原案という形で本文の案を提示したい。
- ・河川整備計画原案に対する意見聴取は、委員会と関係住民や関係市町村が同時並行に行われるのか、それとも委員会の方が先行するのか。
→次回原案を提示させていただき、その状況を踏まえ相談させていただきたい。

以上